

第3次多治見市 人権施策推進指針

《概要版》



令和7年3月
多治見市

01 基本理念

SDGsが目指す姿（「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現）は、人権尊重の理念とも重なることから、本指針においてもSDGsの観点を踏まえ各種取り組みを推進していくことが必要です。今後も、第2次指針の基本的な考え方を受け継ぐとともに、「第8次多治見市総合計画」の、目指すまちの姿『市民が主役！躍動するまち 多治見』の実現に向けて人権施策を推進します。

一人ひとりが互いに尊重し合い、多様性を認め、 誰ひとり取り残さない社会を目指して

02 基本的施策

人権教育

学校教育

人格の基礎が形成される幼少期から青年期に至る間の人権教育は特に重要で、子どもたちの発達の段階に応じて、人権意識を高めるための教育に創意工夫を凝らす等、学校の教育活動全体を通じて人権尊重意識を高めるため、人権尊重の精神を育む教育を推進します。

生涯教育

保護者と子どもが共に人権感覚を身につけられるよう学習機会の充実や情報の提供に努めます。また、保護者の家庭教育参加への促進、子育てに不安や悩みを抱える保護者の相談体制の充実等、家庭教育への支援を図ります。

公民館等の地域施設においても、セミナー等を実施して人権に関する多様な学習機会の提供に努めます。また、地域との交流の機会の充実を図るなかで、協力や連携を大切にし、情報を共有していきます。

相談・支援の充実

様々な困りごとへの相談窓口の充実

多様化・複雑化する人権問題に対応するため、様々な人権問題に対する相談窓口を明確化し、市民が利用しやすい相談体制をつくります。

相談機関等の情報提供

市民が戸惑うことなく速やかに人権に関わる相談ができるようにするため、相談・支援に関する窓口及び制度の内容や、各種相談・支援機関の情報を、市ホームページや広報誌等様々な広報媒体を活用して積極的に提供します。

相談員や関係職員の資質向上

人権に関する様々な相談について、迅速かつ的確に対応できるように、各相談員や関係職員がそれぞれの職務に応じ各種研修に積極的に参加し、資質の向上に努めます。

人権啓発

市民への啓発

法務局や人権擁護委員協議会等と連携して、人権に関する情報の収集や人権週間等の各種事業に合わせてパネル展や街頭啓発活動を行います。また、人権相談業務等を通して人権尊重の意識の高揚を図ります。

企業等への啓発

人権が尊重される職場づくりや、人権尊重の姿勢に基づいた企業活動の推進のため、啓発冊子や情報の提供を行うほか、おとどけセミナー等により企業の自主的な人権尊重の活動を支援します。

職員への啓発

市民生活に深く関わる市職員は、高い人権意識をもって施策の推進にあたらなければなりません。職員一人ひとりが人権感覚を身につけ、人権尊重の姿勢に基づき職務が遂行できるよう職員研修の充実に努めます。

多様な主体との連携

関係機関・団体等との連携・協力の強化

多様化・複雑化する人権問題について、個別の機関だけで相談・支援を完結することは困難なため、国・県並びに関係機関・団体等の各種相談機関・支援機関との相互の連携・協力を強化します。

関係機関・団体等と連携した人権侵害の未然防止や被害者の救済

法務局等の国の機関や、県及び市の関係機関、他市町村等との連携を図りながら、人権施策を推進します。

女性

- ・男女共同参画意識の醸成
- ・誰もが活躍できる社会づくり
- ・安心して暮らせる社会づくり
- ・配偶者等に対する暴力への対応



子ども

- ・子どもの生命を守り、安全安心に暮らすための体制づくり
- ・子どもの主体的な意見表明・参加の促進
- ・子どもの居場所づくりの推進
- ・子どもの権利に関する意識の育成・向上
- ・インクルーシブ教育の推進



高齢者

- ・高齢者の人権を尊重する教育・啓発の推進
- ・高齢者が安心・安全に生活できるまちづくり
- ・高齢者虐待等への対応
- ・高齢者の権利擁護の推進



障がい者

- ・障がい者にやさしいまちづくりの推進
- ・福祉サービスの充実
- ・雇用・就労の支援と社会参加のできる環境づくりの推進
- ・障がい者の虐待防止への対応
- ・障がい者の権利擁護の推進



部落差別(同和問題)

- ・部落差別(同和問題)の正しい知識・理解を深める啓発
- ・人権侵害事案への対応
- ・えせ同和行為の排除



外国人

- ・外国人の生活習慣や文化等の理解の促進
- ・外国人への生活支援
- ・ヘイトスピーチを許さない取り組み



感染症患者

- ・正しい知識の普及や啓発活動の推進
- ・感染症患者等の相談・支援体制の周知



刑を終えて出所した人

- ・刑を終えて出所した人等の人権を尊重する教育・啓発の推進
- ・社会復帰の支援



犯罪被害者等

- ・犯罪被害者等の人権を尊重する教育・啓発の推進
- ・犯罪被害者等が安心して暮らすことができる相談・支援の充実



インターネットによる人権侵害

- ・インターネット上の人権侵害を防止するための教育・啓発の推進
- ・インターネットに書きこまれた人権侵害の対応
- ・安全・安心なインターネット利用の促進

性的マイノリティ

- ・多様な性に関する理解を深める教育・啓発の推進
- ・安心して暮らせる環境づくり



災害に伴う人権問題

- ・災害時に要配慮者の視点を踏まえた避難所の運営
- ・防災・災害分野への女性等の参画の推進

働く人

- ・労働時におけるハラスメントの防止
- ・働く人の人権を尊重する教育・啓発の推進



アイヌの人々

- ・アイヌの人々に対する理解を深める教育・啓発の推進



人身取引

- ・ 人身取引の現状を理解するための教育・啓発の推進



北朝鮮当局による拉致問題

- ・ 拉致問題の理解と関心を深める教育・啓発の推進

ホームレス

- ・ ホームレスの人権を尊重する教育・啓発の推進
- ・ ホームレスの自立を支える相談・支援の充実



様々な人権問題

- ・ 様々な人権教育・啓発の推進
- ・ 様々な相談窓口の周知

推進期間

本指針の推進期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。



人権擁護モデル都市宣言

われわれは、憲法によって、生命、自由及び幸福追求についての基本的人権が保障され、侵すことのできない永久の権利として与えられております。

しかしながら、現代社会が生み出した物質文明の急激な進展により、社会の仕組みや、家庭生活が大きく変化し、その結果、交通禍、公害、老人疎外等の複雑な人権侵害が今なお発生している現状であります。

こうした社会情勢のなかにあつて法務省及び全国人権擁護委員連合会では、人権思想の啓発運動の一環として昭和48年度から新たに5か年計画で全国的に「人権モデル地区」の設定を進めており、今年度多治見市がその一つに指定されました。

われわれは、これを機会に市内各機関に対し、人権擁護思想の普及徹底に一層の努力を期待するとともに、われわれ自らが人権尊重の意義を深く理解し、平和な明るい多治見市を実現するため、ここに「人権擁護モデル都市」を宣言する。

相談機関一覧

機関名	連絡先	対象	相談日時	
人権相談 (岐阜地方法務局)	0570-003-110 0570-070-810 0120-007-110	全般 女性 こども	月～金曜日 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)	
公益社団法人 ぎふ犯罪被害者 支援センター	0120-968-783 058-268-8700	犯罪による 被害者や ご家族	月～金曜日 10:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)	
多治見更生保護 サポートセンター	0572-51-1881		月～金曜日 10:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)	
岐阜県女性相談 支援センター	058-213-2131	女性	月～金曜日 9:00～18:00 (祝日・年末年始を除く)	
配偶者暴力相談 支援センター	#8008	配偶者等 からの暴力 全般	月～金曜日 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)	
岐阜県警察安全相談室	058-272-9110 #9110	全般	毎日、24時間 面談は、月～金曜日 8:30～17:15	
岐阜県東濃子ども 相談センター	0572-23-1226	18歳未満 の児童、 保護者	24時間365日	
児童相談所虐待 対応ダイヤル	189	18歳未満 の児童、 保護者	24時間365日	
多治見市 子どもの権利相談室	0572-23-8666 0120-967-866	18歳未満 の児童、 保護者	火～金曜日 13:00～19:00 土曜日 12:00～18:00 (年末年始を除く)	
多治見市役所 人権こまりと相談	0572-22-1128		毎月第3水曜日 13:00～15:00 (祝日は除く)	

※連絡先、相談日時等は変更になる可能性があります(令和7年3月時点)

発行

多治見市役所 環境文化部 くらし人権課

〒507-8703 岐阜県多治見市日ノ出町 2-15

T E L (0572)22-1128(直通) E-mail:kurashi-jinken@city.tajimi.lg.jp

詳細版はこちら

